

筑後市観光プロモーションビデオ製作業務仕様書

1. 業務名

筑後市観光プロモーションビデオ製作業務

2. 目的

当市の様々な魅力をPRするため、市内の観光資源などを用いて、イメージを視覚的・聴覚的に印象付け、筑後市への誘客につなげることを目的とした動画を製作し、各プロモーション等での動画配信に活用します。

3. 予算額

4,070,000円（消費税及び地方消費税を含む）

4. 履行期間

契約締結日の翌日から令和7年3月21日まで

5. 業務内容

受注者は、製作業務に係る一切の業務（以下「本業務」という。）を行うこと。なお、優れた提案内容を基にして業務を実施していくため、最終的な仕様書は、筑後市（以下「発注者」という。）と十分に協議し決定すること。

（1）動画の企画・構成

- ①筑後市の観光の現状と本事業の趣旨を理解し、視聴回数を高める話題性のある企画とすること。
- ②筑後市を印象づける紹介手法やストーリーの構成を検討すること。
- ③協議の上で決定した内容を基に、シナリオ、ナレーション、テロップ、BGM、イラスト（絵コンテを含む）などの台本を作成をすること。

（2）撮影

- ①企画構成に基づき、動画の製作に必要な撮影を行うこと。
- ②取材対象者や出演者の肖像権や個人情報、取材対象物の撮影承諾を行い、製作された動画やこれをもとに編集された動画・画像を受注者が二次利用できるように同意を得ること。

（3）編集

映像の加工・編集作業を行う。

- ①写真、映像、BGM等を効果的に活用すること。
- ②テロップやアニメーションを必要に応じて使用すること。
- ③完成までに市観光関係団体との意見交換の場を設け、発注者より複数回の内容確認及び修正指示を受けること。

(4) 動画の内容

①動画のコンセプト

筑後市の観光地としての現状と課題を踏まえ、市に対するイメージやインパクトを定着できるものを提案すること。

②メインターゲット

20～40代の若者・子育て世代

③規格・再生時間

用途に応じた下記の3種類の動画を成果品として納品すること。

	再生時間	用途	ビットレート
1.球場版	15秒	主に球場の大型ビジョンでの放映を想定したクオリティの高いもの。	59.94i
2.CM版	30秒	主に SNS での配信を想定したテレビ CM のようなもの。	
3.長時間放映版	数分程度	主にイベント会場やサテライトブース等での長時間放映(繰り返しを含む)を想定したもの。	

- ・いずれも、アスペクト比は16：9とし、解像度はフルHD（1920×1080）とする。
- ・製作本数は、各版複数可とする。

④その他の用途

- ・市公式 YouTube 「ちくご恋するチャンネル」にて配信
- ・市観光関係団体の SNS アカウントに投稿
- ・駅や関係機関のデジタルサイネージに掲載

⑤その他留意事項

- ・令和7年度以降も継続的に使用できる内容のものとする。
- ・単調な紹介動画とならないように演出や工夫を盛り込むこと。

(5) プロモーション業務

製作した動画について、ターゲット層に広く視聴されるよう情報発信の手法を提案すること。

(6) 納品

成果品として発注者が指定する場所に納品すること。下記①及び②については、製作した動画ごとに納品すること。

①完成した動画

- ・ブルーレイマスター：1枚（盤面印刷含む。コピー可能なもの）
- ・DVD：5枚（盤面印刷含む。コピー可能なもの）
- ・データ：MP4形式 ※USBメモリ等で納品すること。

②YouTube掲載用サムネイル

①に合わせて納品すること。

③製作過程で作成した資料一式

- ・企画書、絵コンテ、シナリオ等

6. 成果品の著作権

- (1) 本業務の成果にかかる全ての著作権は、法令の規定により移転できない権利を除き発注者に帰属させること。
- (2) 本業務の完了後、発注者は受注者に断りなく、また費用が発生することなく、成果品を業務等に活用できる。
- (3) 成果品は動画共有サービス等で公開する。これにあたり過去の映像の使用、音楽や映像効果にかかる著作権等、全ての権利関係を、インターネット公開に支障がないよう書面で確認し、適切に処理すること。また、これらを怠ったことにより、著作権等の権利を侵害した場合は、受注者がその一切の責任を負うこと。

7. その他業務上の留意事項

- (1) 本業務の実施に当たっては、関係法令等を遵守すること。
- (2) 本業務が円滑に推進できる体制を構築し、総括責任者を置き、本市担当職員と常時連絡が取れる体制とすること。
- (3) 受注者は、業務着手前に企画・構成イメージを発注者と十分に摺り合わせる。また、業務の進捗状況を適宜報告し、必要な指示を受けること。
- (4) 本業務に関して知り得た業務上の秘密は、契約期間にかかわらず第三者に漏らしてはならない。特に、本業務の遂行にあたり知り得た個人情報、個人情報の保護に関する法令等に則り適切に管理すること。
- (5) 本業務遂行にあたり必要となる一切の手續及び費用負担は受注者が行うこと。ただし、市の関係者や公共施設に関する調整の場合は、双方協議の上決定するものとする。
- (6) 受注者は、業務の履行にあたって、契約書及び本仕様書に疑義が生じた場合は、発注者と十分に協議して決定するものとする。